

民間外国語学校におけるポルトガル語研修仕様書

1 教養名

本教養は、民間外国語学校におけるポルトガル語研修（以下「語学研修」という。）とする。

2 担当

本教養は、島根県警察本部刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）が担当する。

3 教養期間

本教養は、契約日から令和8年3月31日までの間において、組織犯罪対策課が指定した期間に実施するものとする。

4 委託先

本教養の委託先は、次に掲げる要件を満たす企業又は語学学校（以下「受託機関」という。）とする。

(1) 本教養は、受講者に特定語学を基礎から教育して通訳官（外国語の通訳能力を有する警察職員）を育成するものであることから、文部科学省の指導の下に設立され、被学習者に対する学習環境の醸成に励み、外国語教育の振興と国際人の育成に貢献することを理念としている一般社団法人全国外国語教育振興協会に加盟していること。

(2) 5に掲げる言語について、警察業務に必須である法律・司法専門用語の習得や取調べ等、事件関連の実務的表現（以下「警察実務表現」という。）に関する専門的カリキュラムを常備しており、かつ、過去5年以内に、都道府県警察との間に、5に掲げる言語の初学者に対する警察実務表現カリキュラムを含んだ教養実績を有すること。

(3) 5に掲げる言語の初学者に対して、12の(1)アの総レッスン期間内に、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）でいう、Bレベル群（自立した言語使用者）B2レベル（実務に対応できる者・準上級者）以上の言語運用能力を習得させることができること。

また、客観的な語学測定基準及び測定方法を独自に有し、語学能力を担保する詳細な能力判定が可能であり、講師にネイティブスピーカーを含めること。

(4) 本教養終了後も、教養受講者に対するブラッシュアップ等の、語学能力の維持・向上を目的とした教養が継続実施可能であること。

5 委託教養の種別

本教養の種別は、通訳官育成とし、種別において実施する言語（以下「実施言語」という。）及び対象者は、次のとおりとする。

(1) 実施言語

ポルトガル語（南米ポルトガル語）

(2) 対象者

ポルトガル語の初学者の島根県警察職員1名

6 教養目的

本教養における教養目的は、5(2)の対象者に対し、発音、文法、作文、読解、聴解、会話等実施言語の基礎的能力並びに警察業務において通訳、翻訳に従事できる読解力、聴解力、作文力及び会話力を習得させる。

7 受講者数

本教養のクラスは、本教養の受講者1名のみをもって構成するものとする。

8 教養内容

本教養は、6の目的に沿ったものとし、授業科目は次に示すものとする。

(1) 授業科目

発音、文法(作文、読解)、会話(聴解力、表現力及び語彙力)及び警察実務表現の4科目とする。ただし、教養の初期においては正確な発音や基礎文法等、基本の習得を最優先とし、その習得度を見極めながら、順次、教養内容を発展させて警察実務表現へと至り、能力の強化を図るものとする。

(2) 警察実務表現の方式

取調べ、事情聴取等の警察業務を想定した通訳実務方式により行うものとする。

9 本教養で使用する施設等

教養場所は受託機関が管理する施設とし、駅から徒歩又は公共交通機関を利用して、おおむね30分以内で到着できる場所であること。

10 講師等

(1) 体制の確保

本教養の講師は、次に示した者を含めた体制を確保するものとする。

ア 実施言語を母国語とするネイティブスピーカーを含めること。

イ ネイティブスピーカーは、受講者の学習状況等について、受託機関の職員に対して適確に説明ができる者であること。

ウ 警察実務表現の科目にあたる講師は、裁判所、警察等において通訳経験を有する者又は事件関連表現や法律関連用語の知識を有し、警察の取調べ実習等の実践授業を実施できる者であること。

(2) 講師の条件

本教養の講師は、次の条件を満たした者とする。

ア 大学や専門教育機関において語学の教育・研修を受けた者であること。

イ 大学等の教育機関や語学学校において、原則として1年以上、理論的、体系的に実施言語を教授した経験を有する者であること。

ウ 受託機関に常勤又は登録されている者であること。

エ 日本国籍を有しない講師は、日本で就労することが許可されている者であること。

(3) 講師の専従

講師は、教育上必要又はやむを得ない事情がある場合を除き、教養期間中における途中交代を行わないものとする。

11 教務担当者

(1) 受託機関は、講師のほか、本教養に係る日本人の教務担当者を置き、本教養

中は、日本人スタッフを常駐させるものとする。

- (2) 教務担当者は、本教養を担当する講師と常に緊密な連携を図り、それぞれの講師の授業内容や受講者の語学レベルを常に把握することにより、レッスンが本教養の目的に合致した系統的、かつ効果的な内容となるよう調整するものとする。

12 時限等

- (1) 受託機関は、3で示した教養期間において、次に掲げる条件のレッスンを実施するものとする。

ア 総レッスン時間

630時間

イ 日課時限

1日（平日のおおむね午前9時から午後5時45分までの間で、休憩時間及び効果測定に係る時間を除く）に、約400分の教養を行うものとし、受託機関において時限を調整可能とする。

- (2) レッソンの基準等

ア 1レッスンは40～80分とし、レッスンとレッスンの間には5～10分程度の休憩を入れること。

イ 休憩時間は、おおむね正午から午後1時までの1時間とする。

13 授業計画書等の策定

受託機関は、12で示した条件に基づき、授業計画書等を作成し、組織犯罪対策課が示した期日内に、同課に提出するものとする。

- (1) 授業計画書

教養の全期間を通じた月毎の習得目標を記載した授業計画書を作成し、教養の開始1週間前までに組織犯罪対策課に提出するものとする。

- (2) 月間日程表

教養期間内における1か月のレッスン日、当該レッスンを担当する講師名を記載した月間日程表を作成し、当該レッスンの前月末日までに組織犯罪対策課に提出するものとする。

ただし、本教養が開始される月の月間日程表については、教養開始の1週間前までに組織犯罪対策課に提出すること。

14 本教養に使用する教材

- (1) 受託機関は、使用する予定の教材（辞書、参考書の斡旋を含む）の名称、その他の事項を明記した書面を組織犯罪対策課に提出する。

- (2) 受託機関は、使用する教材について変更が生じた場合は、組織犯罪対策課と協議すること。

- (3) 受託機関は、使用する教材について、当該教材を使用することが法令に抵触することのないよう、特段の配慮をするものとする。

15 効果測定

- (1) 受託機関は、次の方式により教育の効果測定を実施するものとする。なお、効果測定に要する時間は、レッスン数に含めないものとする。

ア 小テスト

1 週間ごとの授業科目の修得状況を確認、把握するため、前週までに学習した内容について小テストを実施すること。

小テストは、レッスンが2日以上ある週の翌週に実施することとし、その都度、結果を点数化して1月分を翌月の10日までに一括して組織犯罪対策課に報告すること。

講習の最終月に実施した結果については、教養終了の1週間前までに報告すること。

イ レベルチェック試験

教養期間中に3回、組織犯罪対策課と協議して語学能力レベルチェック試験を実施すること。

実施科目は、筆記試験及び口述試験とし、実施日までに教養した文法及び単語の習得状況並びに正確な発音及び会話力が確認できる内容とすること。

判定方法は、一講師の主観により判定することなく、複数の講師により、かつ、客観的な語学測定基準に基づき判断すること。

試験結果は、速やかに組織犯罪対策課まで書面で報告すること。

- (2) 受託機関の教務担当者は、(1)で実施した各効果測定の結果を提出した後、組織犯罪対策課の求めに応じ、受講者個々の試験結果、教養全般の評価等に関する説明を行う機会を設けるものとする。

16 教養実施報告

- (1) 受託機関は、毎月のレッスン終了後に、次の書面を作成して速やかに組織犯罪対策課に提出するものとする。

ア 毎月のレッスン数、教養実施内容等を記載した書面

イ 受講者ごとの、その月の学習能力に関する評価、今後の学習上の留意点等

- (2) 受託機関は、本語学教養終了後、組織犯罪対策課から教養結果等に関する質疑を受けた場合は、真摯にこれに対応するものとする。

17 本教養に係る経費

- (1) 受託機関がレッスンのために使用する教材の準備、作成に要する費用は、受託機関が負担するものとする。

- (2) 受講者の教養場所までの交通費は、島根県警察が負担するものとする。ただし、受託機関が教養を実施する上で、教養場所以外の場所まで受講者を移動させる場合の交通費は、受託機関又は講師が負担するものとする。

18 受託機関の遵守事項

- (1) 受託機関は、本教養において組織犯罪対策課が提供して使用した資料又は教養中に受講者が作成した資料を、組織犯罪対策課の承諾を得ることなく第三者に提供し、又は閲覧（閲覧可能な状態にすることを含む）させないこと。

- (2) 受託機関は、やむを得ない事情により、13の授業計画書等の内容を変更するときは、事前に組織犯罪対策課に報告して承認を得るとともに、代替え予定等について組織犯罪対策課と協議し、定められたレッスン数（時限）を確実に遂行するものとする。

- (3) 受託機関は、組織犯罪対策課から教養期間中におけるレッスンの視察の申し入れを受けたときは、真摯にこれに対応するものとする。
- (4) 受託機関は、本教養の講師について、組織犯罪対策課が教授方法、その他の理由により問題があると認め、当該講師の交代を要求したときは、誠実かつ直ちにこれを行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の、疾病に対する予防策を執ること。

19 完了報告

受託機関は、すべての教養が終了した後、10日以内または令和8年3月31日のどちらが早い日までに業務完了報告書を島根県警察に提出すること。

20 暴力団排除措置について

受注者は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。